

特殊詐欺対策装置購入費補助金 申請手続きの流れ

①家電販売店で特殊詐欺対策装置を購入

※令和7年4月1日以降に購入したものに限りです。

・ 領収書等をお店から必ず受け取ってください。

* 領収書等には以下の内容が記載されていることを確認してください。

- 購入者の氏名（ご自身で記入が必要なものもあります。）
- 購入日
- 購入金額
- 販売店の名前
- 購入品名（型番の記載）

購入から2か月以内または
令和8年3月31日の
いずれか早い日までに申請

②購入後以下の書類を作成し、市安全生活課へ提出

①補助金交付申請書（様式第1）

◎領収書等の写し

◎購入若しくは取付けした特殊詐欺対策装置を確認できる次のいずれかの書類の写し

ア 全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話の推奨品目録（以下「目録」という。）に記載のある特殊詐欺対策装置については、型番が確認できる保証書又は取扱説明書等の写し

イ 目録に記載のない特殊詐欺対策装置については、型番に加え、第3条の機能が確認できる取扱説明書等の写し（・特殊詐欺対策アダプタの場合は利用開始を確認できる書類）
（・日中に住居が高齢者のみとなる世帯の場合は家族状況申出書）

②補助金請求書（様式第3）

添付書類 振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写し